

保健医療機関及び保健医療養担当規則に基づく書面掲示について

令和7年6月1日

町立南伊勢病院

院長 山添 尚久

＜機能強化加算＞

当院では、「かかりつけ医」機能を有する病院として、機能強化加算を算定しております、以下の取り組みを行っております。

- 受診されているほかの医療機関や処方されている医薬品を把握させていただくため、お薬手帳のご提示やご質問をさせていただく場合がございます。
- 必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介させていただきます。
- 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- 福祉・保険サービスに係る相談に応じます。
- 診療時間外を含む緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

＜医療情報取得加算＞

当院は、マイナンバー保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国の定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

区分	点数
初 診	1点
再 診（3月に1回）	1点

正確な情報を取り得・活用するため、マイナンバー保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力を願いします。

＜医療DX推進体制整備加算＞

当院では、令和6年6月の診療報酬改定に伴う医療DX推進体制整備について、以下のように対応します。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報は、診療を行う診察室または処置室等において、閲覧または活用できる体制を有しています。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については、南島メディカルセンターと相互協定を結んでいます。

- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用をして診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

＜一般名処方加算＞

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

＜情報通信機器を用いた診療＞

当院では、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」を遵守し、オンライン診療を実施しております。ただし、初診からオンライン診療を受ける場合、以下の処方については行うことができません。

- ・麻薬・向精神薬の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する特に安全管理が必要な薬品（診療報酬における薬剤管理指導料1の対象になる薬剤）の処方
- ・基礎疾患等の情報が把握できていない患者様に対する8日以上の処方

＜後発医薬品使用体制加算＞

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

医薬品の供給不足が生じた場合、速やかに適切に治療計画の見直しを行う体制を整えています。そのため、医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その時は事前に患者様には十分説明させていただきますので、ご理解とご協力いただきますようよろしくお願ひします。

なお、不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。